

高松市地域まちづくり交付金等の執行に係る基本指針

この基本指針は、地域まちづくり交付金等（以下、「交付金」という。）の効果的、適正な執行に関する基本的な事項を定めることにより、分権型社会にふさわしいまちづくりに向け、地域の「自己決定」と「自己責任」に基づく地域コミュニティの自立運営の促進を図るとともに、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

1 交付金の交付基準

- (1) 交付金は、公益上必要性が高く、その効果が広く地域住民に及ぶなど、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする事業であって、特定の個人や団体のみの利益に供するものでないものに交付する。
- (2) 交付金は、地域ニーズ等の社会経済情勢に合致し、地域課題の解決につながるとともに、事業効果が認められるものに交付する。なお、交付対象事業は、コミュニティプランに位置づけられるものであることが望ましい。
- (3) 交付金は、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえる中で、協働領域に属する事業・活動に交付する。

2 交付金の配分に係る公開性、透明性の確保

- (1) 交付金の対象事業の選定に当たっては、広く住民に周知するとともに、民主的な合意形成過程を踏むものとする。
- (2) 交付金の対象事業の選定に当たっては、公募制の導入を検討するなど、透明性・公平性を確保するとともに、活動意欲のある新たな団体等の参入を促すよう努める。

3 交付金の効率的・効果的な運用

- (1) 交付金の執行に当たっては、交付金のほか、自主財源の確保に努めるなど、効率的な運用を図るものとする。特に、事業費の全額を交付金で賄っている事業については、事業の継続性を確保するため、交付金のより効率的な運用に努める。
- (2) 交付金の執行に当たっては、真に必要な経費かどうかを精査し、地域課題の解決に効果的な運用を図るものとする。

4 交付金の評価

- (1) 交付金の執行に当たっては、目標値の設定及びアンケート調査並びに内部評価、外部評価等を行うなど、目標及び成果等の達成状況を把握することに努める。
- (2) 交付金の執行に当たっては、対象事業の公益性、必要性、実現性、効果等について評価し、その評価結果を、次年度の交付金の対象事業の執行に反映させるよう努める。

5 交付金の事業計画の変更申請

交付金の変更申請は、次に掲げる場合で、交付金から支出する事業費が大幅に変更とな

るときに行う。

- (1) 事業の全部又は一部を中止しようとする場合
- (2) 事業を新たに追加しようとする場合
- (3) 事業の規模を拡大し、又は縮小しようとする場合

6 交付金の交付決定の取消し

交付金の取消しは、次に掲げる場合に行う。

- (1) 市の指示又は指導に違反した場合
- (2) 交付金を交付金の対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 交付金の対象事業において、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、交付金対象事業の全部を実施できなくなった場合

7 交付金の経理

- (1) 地域コミュニティ協議会は、交付金の経理について、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしなければならない。
- (2) 地域コミュニティ協議会は、交付金の会計帳簿及び収支に係る証拠書類を、交付金の対象事業の完了した日又は交付金の対象事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

8 交付金の実績報告及び精算

- (1) 地域コミュニティ協議会は、交付金の対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内に、所定の様式にて、事業の実績報告を行う。
- (2) 地域コミュニティ協議会は、精算により余剰金が発生した場合は、事業実績報告の提出に合わせ、市に対し、精算戻入するものとする。

附 則

この基本指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本指針は、令和4年4月1日から施行する。